

## 千代田区歯と口腔の健康づくり推進条例

### (目的)

第1条 この条例は、歯と口腔の健康が質の高い生活を営む上で、また、健康寿命を延ばす上で重要な役割を果たしていることに鑑み、歯と口腔の健康づくりの推進に関して基本理念を定め、千代田区（以下「区」という。）、歯科医師等及び区民の責務を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりの推進に関する区の施策の基本となる事項を定めることにより、区民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 歯と口腔の健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 区民が生涯にわたり、自ら日常生活において歯科疾患の予防並びに口腔機能の獲得、維持及び向上に取り組むこと。
- (2) 全ての区民が年齢に応じた適切かつ効果的な歯科健診、歯科保健指導、歯科相談、口腔ケア等の歯科口腔保健に関するサービス及び医療を受けられるよう、保健、医療、福祉及び教育の関係機関等（以下「関係機関等」という。）が連携して環境を整備すること。

### (区の責務)

第3条 区は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、関係機関等の連携及び協力を図る責務を有する。

### (歯科医師等の責務)

第4条 歯科医師等（歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科保健医療又は保健指導に係る業務に携わる者をいう。）は、基本理念にのっとり、区が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力し、関係機関等との連携を図り、適切な歯科口腔保健に関するサービス及び医療を提供するよう努めるものとする。

### (区民の責務)

第5条 区民は、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 区民は、区が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に参加し、生涯に

わたって歯と口腔の健康づくりに自ら取り組むよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第6条 関係機関等は、基本理念にのっとり、それぞれの業務において、区民の歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員が歯科健診等を受ける機会を確保し、従業員の歯と口腔の健康づくりの取組みを支援するよう努めるものとする。

(基本的な計画)

第8条 区は、区民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進するため、基本的な計画を策定するものとする。

(基本的な施策)

第9条 区は、区民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、次に掲げる基本的施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び広報
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する活動に関わる者との連携体制の構築
- (3) 乳幼児期、学齢期、成人期（妊産婦である期間を含む。）及び高齢期におけるそれぞれのライフステージの特性を踏まえた歯科疾患の予防並びに口腔機能の獲得、維持及び向上のための施策
- (4) 障害者、障害児及び介護を必要とする高齢者等の歯科疾患の予防並びに口腔機能の獲得、維持及び向上のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりの推進に必要な施策

(歯と口腔の健康づくり普及月間)

第10条 区は、毎年6月を歯と口腔の健康づくり普及月間とし、区民に広く歯と口腔の健康づくりの重要性を普及するための事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第11条 区は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、千代田区長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。